

厚生労働省告示第四十四号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第二項第二号及び社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）附則第十八条第二項第二号（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成十四年厚生労働省令第八十三号）附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年二月二十一日

厚生労働大臣 坂口 力

知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準

- 一 指定施設支援（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援をいう。）を利用した際に知的障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、知的障害者については別表第1により算定した額とし、知的障害者の扶養義務者については別表第2により算定した額とする。ただし、知的障害者が病院又は診療所へ入院した場合には、入院期間中は算定しないものとし、知的障害者が月の途中で入所し又は退所した場合には、当該月については、次の算式により算定した額とする。

算式

当該月の入所日以降又は退所日以前の日数

別表第1又は別表第2により算定した額×

当該月の日数

二 前号の規定により知的障害者及びその扶養義務者が負担すべき額を算定した場合において、その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表第 1

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		入所	通所
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	円 0	円 0
2	前年分の対象収入額の年額区分 0円 ~ 270,000円	0	0
3	1階層に該当する者以外の者 270,001 ~ 280,000	1,000	500
4	280,001 ~ 300,000	1,800	900
5	300,001 ~ 320,000	3,400	1,700
6	320,001 ~ 340,000	4,700	2,300
7	340,001 ~ 360,000	5,800	2,900
8	360,001 ~ 380,000	7,500	3,700
9	380,001 ~ 400,000	9,100	4,500
10	400,001 ~ 420,000	10,800	5,400
11	420,001 ~ 440,000	12,500	6,200
12	440,001 ~ 460,000	14,100	7,000
13	460,001 ~ 480,000	15,800	7,900
14	480,001 ~ 500,000	17,500	8,700
15	500,001 ~ 520,000	19,100	9,500
16	520,001 ~ 540,000	20,800	10,400
17	540,001 ~ 560,000	22,500	11,200
18	560,001 ~ 580,000	24,100	12,000
19	580,001 ~ 600,000	25,800	12,900
20	600,001 ~ 640,000	27,500	13,700
21	640,001 ~ 680,000	30,800	15,400
22	680,001 ~ 720,000	34,100	17,000
23	720,001 ~ 760,000	37,500	18,700
24	760,001 ~ 800,000	39,800	19,900
25	800,001 ~ 840,000	41,800	20,900
26	840,001 ~ 880,000	43,800	21,900
27	880,001 ~ 920,000	45,800	22,900
28	920,001 ~ 960,000	47,800	23,900
29	960,001 ~ 1,000,000	49,800	24,900
30	1,000,001 ~ 1,040,000	51,800	25,900
31	1,040,001 ~ 1,080,000	54,400	27,200
32	1,080,001 ~ 1,120,000	57,100	28,500
33	1,120,001 ~ 1,160,000	59,800	29,900
34	1,160,001 ~ 1,200,000	62,400	31,200
35	1,200,001 ~ 1,260,000	65,100	32,500
36	1,260,001 ~ 1,320,000	69,100	34,500
37	1,320,001 ~ 1,380,000	73,100	36,500
38	1,380,001 ~ 1,440,000	77,100	38,500
39	1,440,001 ~ 1,500,000	81,100	40,500
40	1,500,001円以上	注2に規定する額	注2に規定する額

(注)

1 知的障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする（知的障害者通勤寮については、通所の欄に掲げる額とする）。

2 40階層に該当する者が負担すべき額は、次の表に掲げる算式により算定した額とする（知的障害者通勤寮については、通所の欄に掲げる額とする）。ただし、支援費基準額（知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成15年厚生労働省告示第30号）により算定される額をいう。以下同じ。）を上限とする。

入所	$81,100円 + (対象収入額 - 150万円) \times 0.9 \div 12$
通所	$40,500円 + (対象収入額 - 150万円) \times 0.9 \div 12 \div 2$

3 注1及び注2の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額を負担基準月額の上限と

する。

施設区分	入所後3年未満の者		入所後3年以上の者	
	入所	通所	入所	通所
知的障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者通勤寮	16,000円		26,500円	
心身障害者福祉協会法 (昭和45年法律第44号) に規定する福祉施設	32,000円		53,000円	

4 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

別表第 2

税 額 等 に よ る 階 層 区 分		負 担 基 準 月 額	
		入 所	通 所
A	生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A 階層に該当する者を除く。）	0	0
C 1	前年分の所得税が非課税の者	2,200	1,100
C 2	（A 階層又は B 階層に該当する者を除く。）	3,300	1,600
前年分の所得税額の年額区分			
D 1	0円 ~ 30,000円	4,500	2,200
D 2	30,001 ~ 80,000	6,700	3,300
D 3	80,001 ~ 140,000	9,300	4,600
D 4	140,001 ~ 280,000	14,500	7,200
D 5	280,001 ~ 500,000	20,600	10,300
D 6	500,001 ~ 800,000	27,100	13,500
D 7	800,001 ~ 1,160,000	34,300	17,100
D 8	1,160,001 ~ 1,650,000	42,500	21,200
D 9	1,650,001 ~ 2,260,000	51,400	25,700
D 10	2,260,001 ~ 3,000,000	61,200	30,600
D 11	3,000,001 ~ 3,960,000	71,900	35,900
D 12	3,960,001 ~ 5,030,000	83,300	41,600
D 13	5,030,001 ~ 6,270,000	95,600	47,800
D 14	6,270,001円以上	支援費基準額	支援費基準額

(注)

1 知的障害者の扶養義務者（知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする（知的障害者通勤寮については、通所の欄に掲げる額とする）。

2 注1の規定にかかわらず、知的障害者の扶養義務者が負担すべき額が、支援費基準額から知的障害者が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。

3 注1及び注2の規定にかかわらず、入所後3年未満の者の扶養義務者については、当分の間、次の表に掲げる額から知的障害者が負担する額を控除した額を負担すべき額の上限とする。

施 設 区 分	入 所	通 所
知的障害者更生施設	32,000円	16,000円
知的障害者授産施設	32,000円	16,000円
知的障害者通勤寮	16,000円	
心身障害者福祉協会法 （昭和45年法律第44号） に規定する福祉施設	32,000円	

4 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。

5 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭

和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条